

令和6年度

私立幼稚園・認定こども園（幼稚園機能） 入園のてびき

松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係

◆入園申込書類提出先

- ・ 入園を希望する私立幼稚園又は認定こども園

◆令和5年度入園申込受付期間

認定区分	入園希望月	受付期間
教育・保育給付1号認定 (教育認定)	令和6年4月からの入園	私立幼稚園・認定こども園(幼稚園機能)の 受付期間は各園にお問い合わせください。
	上記受付期間以降の申込み 又は 令和6年度の途中からの入園	

◆入園申込時に必要な書類

- ①

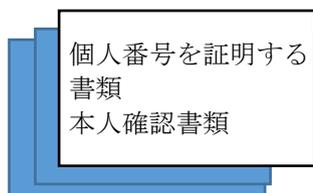
入園願書

 } 各園で別途案内があります。
- ②

教育・保育給付認定・変更申請書

 } 保護者以外の者(親族)が代理で手続する場合は、委任状が必要となります。

★園へ持参していただくもの



個人番号を証明する書類は、
父母及び入園を希望する幼児分を持参してください。
例) 個人番号カード、個人番号の記載された住民票など

入園受付時に園にて申請者の本人確認をします。

◆教育・保育給付認定

- ・ 子ども・子育て支援法により、私立幼稚園又は認定こども園(幼稚園機能)の利用を希望する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

(1) 認定区分

- ・ 私立幼稚園
 - ・ 認定こども園(幼稚園機能)
 - ・ 認定こども園(保育所機能)
- } 教育・保育給付1号認定(教育認定)
…教育・保育給付2号・3号認定(保育認定)

認定区分	年齢	保育を必要とする事由	保育必要量
教育・保育給付1号認定	3~5歳 クラス	不要	(教育時間)
教育・保育給付2号認定		必要	保育標準時間(11時間/日) 又は 保育短時間(8時間/日)
教育・保育給付3号認定	0~2歳 クラス		

(2) 有効期間

- ・ 認定の有効期間は最大で小学校就学前までとなります。ただし、教育・保育給付2号・3号認定の場合で、保護者の離職などにより「保育を必要とする事由」を喪失したときは、認定の取消し、又は教育・保育給付1号認定へ変更となります。



◆ 保育料等

- ・ 幼児教育・保育の無償化により、教育時間に係る保育料が無償化となります。
ただし、預かり保育料、特別保育に係る費用、PTA会費、教材費などは別途かかります。
- ・ 一部の認定こども園では、特別負担額（施設維持費、特別負担金など）の徴収があります。

◆ 副食費の負担減免

次に該当する幼児については、副食費（おかず代）が負担減免（不徴収）となります。

① 生計を一にする兄弟が2人以上いる場合

※19歳以上又は別居の兄弟がいる場合は、「多子世帯状況申告書」の提出が必要です。

② 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯である場合

※令和5年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和5年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

※令和6年1月1日時点で市外に住民票がある場合は、令和6年度の税額が分かる資料の提出が必要です。

マイナンバーを用いた情報連携により、松江市で税額が確認できる場合があります。

◆ 注意事項

(1) 認定こども園の幼稚園機能から保育所機能へ変わる場合

教育・保育給付1号認定から教育・保育給付2号認定への変更

- ・ 変更を希望する月の前月10日までに、「認定こども園利用形態変更申請書」を各施設へ、「教育・保育給付認定・変更申請書」に保護者の「保育の必要性を証明する書類」を添付して保育所幼稚園課又は各施設へ提出してください。
- ・ 月途中からの変更はできません。

(2) 認定こども園の保育所機能から幼稚園機能に変わる場合

教育・保育給付2号認定から教育・保育給付1号認定への変更

- ・ 変更を希望する月の前月10日までに、「認定こども園利用形態変更申請書」と「教育・保育給付認定・変更申請書」を各施設へ提出してください。
- ・ 月途中からの変更はできません。

※ 原則として保育を必要とする事由がある場合は、教育・保育給付2号認定から教育・保育給付1号認定に変更しないでください。

(3) 他の認定こども園(保育所機能)又は認可保育所に転園する場合

- ・ 変更を希望する月の前月10日までに、「教育・保育給付認定・変更申請書」に保護者の「保育の必要性を証明する書類」を添付して保育所幼稚園課へ提出してください。詳しくは、「令和5年度 認可保育所・幼保園(保育所部門)・認定こども園(保育所機能)・小規模保育事業施設入所のでびき」をご覧ください。

(4) 他の認定こども園(幼稚園機能)、市立幼稚園又は私立幼稚園に転園する場合

- ・ 転園先の施設で入園手続を行ってください。

(5) 入園を辞退する場合

- ・ 私立幼稚園又は認定こども園(幼稚園機能)の入園を辞退する場合は、速やかに当該園へ連絡するとともに、辞退届を必ず提出してください。

(6) 施設等利用給付認定

- ・ 教育・保育給付1号認定の幼児で、保育を必要とする事由がある場合は、在籍園の預かり保育料が無償化されます。
- ・ 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、市に施設等利用給付認定の申請をしてください。詳しくは保育所幼稚園課までお問い合わせください。

※ 認定こども園に在籍する幼児で、保育を必要とする事由がある場合は、原則として教育・保育給付2号認定を受けて、保育所機能を利用してください。

◆ 問い合わせ先

松江市 こども子育て部 保育所幼稚園課 認定入所係 電話：(0852) 55-5312